

いじめ防止基本方針

- 1 本校の基本方針について
- 2 いじめの定義等について
- 3 いじめ対策委員会の設置
- 4 予知と早期発見
- 5 未然防止に向けた取り組み
- 6 年間計画
- 7 いじめ発生時の対応
- 8 再発防止の取り組み
- 9 留意事項

2014年4月1日施行

2017年4月1日改定

2019年4月1日改定

1 本校のいじめ防止基本方針

本校はキリスト教の人間観に基づき、一人ひとりの生徒をかけがえのない存在として大切に育て、心身ともに健全な成長を遂げることができるよう、特に「心を育てること」に力を注いで教育を行っている。「謙遜」「忠実」「潔白」の校訓のもとにこの理念を具現化するためには、いじめの未然防止は必須の条件である。

ここに本校はいじめを絶対に許さないという決意のもと、クラス経営やいじめの未然防止に向けた年間計画、いじめが認知された際の指導体制について、基本的な方針を策定し、すべての教職員の共通した認識と指導をもって、いじめ根絶を目指すものである。

2 いじめについて

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 平成 25 年 9 月 28 日 より）

…「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本認識

- ・いじめは絶対に許されない卑劣な行為である。
- ・いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる問題である。
- ・いじめの未然防止及び早期発見に努めることは、すべての教職員の責務である。

(3) いじめの態様と構造

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめは「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」「傍観者」など、周囲の生徒が関与している場合が多い。周囲の生徒のかかわり方が、いじめの行為に対して抑止的に作用したり、逆にエスカレートさせたりする場合がある。

(4) その他

- ・特定の生徒に対して頻繁に行う冷やかしか、悪ふざけなどの行為、またそれを見て高笑いするなど、単なる遊びとして片付けられないケースも多く、日頃からの教員の観察や声掛けなどが必要である。
- ・友人同士の意見の食い違いや対立、携帯電話やスマートフォン等を介しての誤解など、交友関係に起因するトラブルについては、いじめと混同せずに対応することが重要である。また、このようなトラブルがいじめに発展することがないように、交友関係の修復や問題解決方法について、日常的な指導が必要となる。

3 「いじめ対策委員会」の設置

メンバーは、教頭・生徒指導担当・養護教諭・スクールカウンセラーで構成し、いじめの防止・早期発見、いじめが認知された場合の対応を組織的・機動的に行う。

4 予知と早期発見

様々ないじめの事例から、その原因や経過等を分析・検討することにより、いじめの予知・予測、早期発見に努める。また、生徒を取り巻く環境や社会の現状・変化等を踏まえ、今後起こりうるいじめについても予知・予測、早期発見に努める。

<方策>

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ① 生徒の発するサインや前兆を見逃さない観察力と感性 | ⑤ 養護教諭との連携 |
| ② いじめ問題に関する教職員研修 | ⑥ スクールカウンセラーとの連携 |
| ③ いじめのアンケート調査 | ⑦ 保護者との連携 |
| ④ 教職員間における情報の交流と共有 | ⑧ 他校との情報交換 |

5 未然防止に向けた取り組み

日頃から一人ひとりの生徒と向き合い、継続的な指導をすることにより、いじめの未然防止に努める。また、いじめを絶対に許さない仲間・クラスづくり、相手の気持ちを感じとることができる心の育成、交友関係のトラブル解決能力の育成など、学校全体での計画的な取り組みを推進する。

- <方策>
- ① 宗教の授業やボランティアなどを活用した心の教育
 - ② 互いの違いを認め合う交友関係の育成
 - ③ 交友関係に起因するトラブルを解決したり、乗り越える力の育成
 - ④ 「携帯スマホ安全教室」「生活安全講話」等の開催
 - ⑤ 情報モラルに関する指導の徹底
 - ⑥ ことばの暴力など、いじめに結びつく行為を許さないクラス経営
 - ⑦ 極的な教育相談（担任・スクールカウンセラーなど）
 - ⑧ PDSノートを活用した生徒の心の把握と人間性・社会性の向上指導

6 年間計画

教育活動全体を通して、自己肯定感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

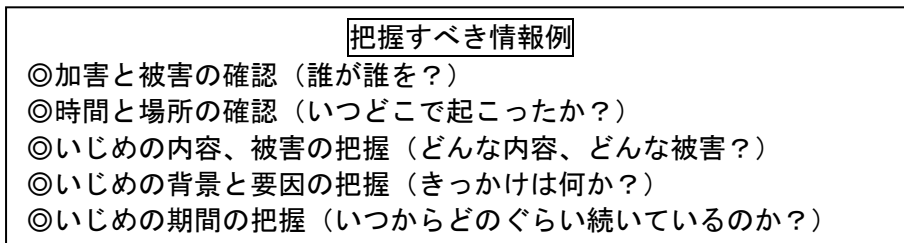
- <通年>
- ・ 全校朝礼
 - ・ 宗教科の授業
 - ・ 生活意識改善の啓発掲示物
 - ・ いじめ防止スローガン掲示
 - ・ 朝の玄関指導
 - ・ サイバーパトロール
 - ・ 学年やクラスを超えた学校行事

- <年間予定>
- | | | | |
|----|----------------------|-----|---------------|
| 4月 | 新入生オリエン・歓迎会 | 9月 | 前期終業式 |
| 5月 | 携帯スマホ安全教室 | 10月 | 後期始業式 |
| 6月 | いじめアンケート調査
生活安全講話 | 2月 | いじめアンケート調査 |
| | | 3月 | 修了式、中学校との情報交換 |

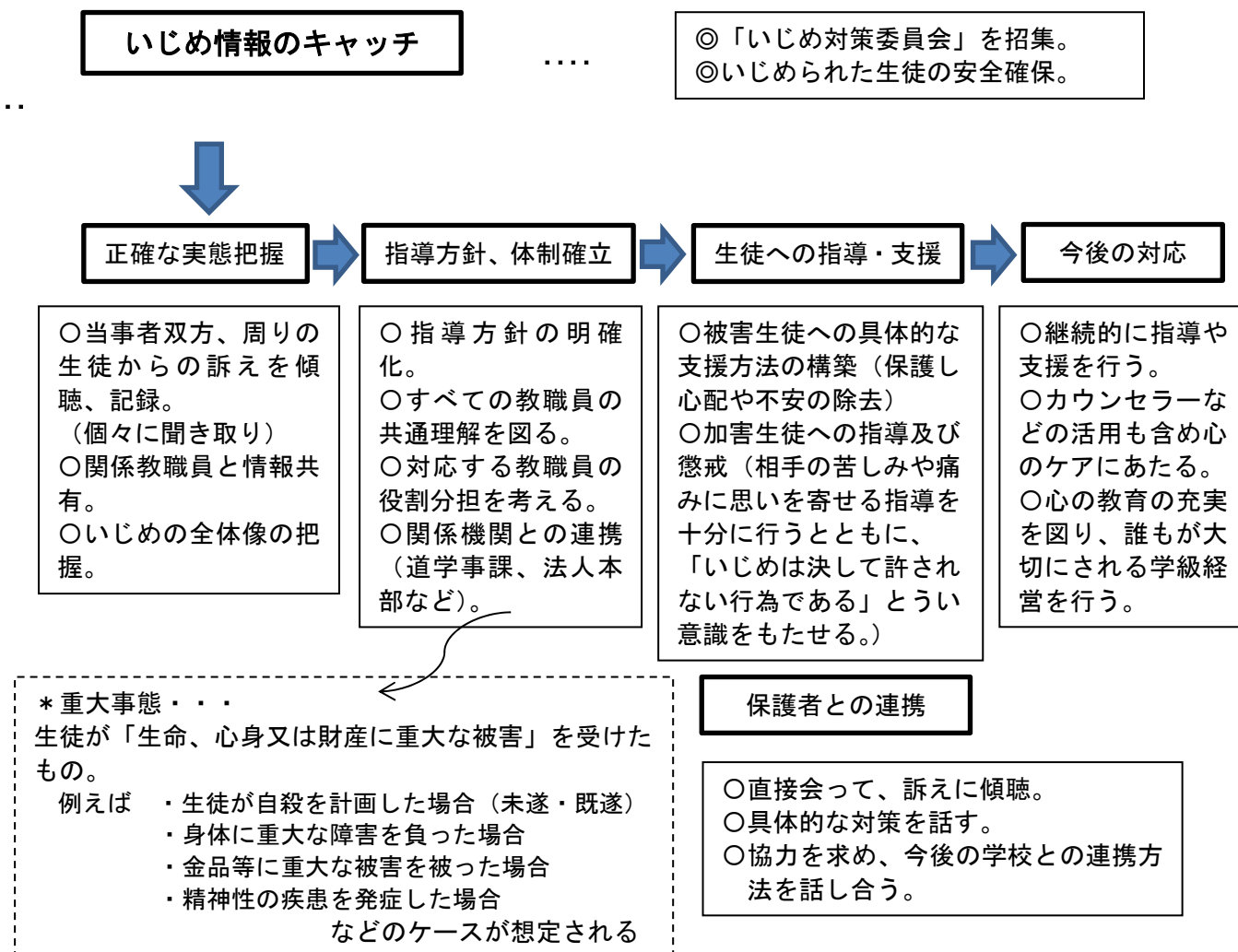
7 いじめ発生時の対応

(1) いじめ発見時の緊急対応

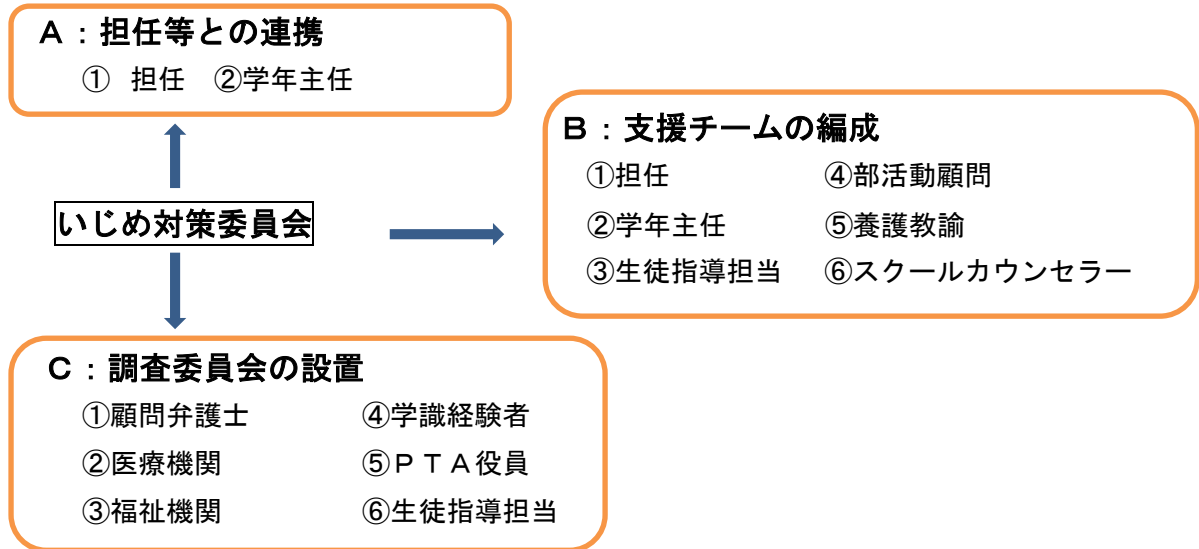
- ①いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒を徹底して守り通す。
- ②事実確認と情報の共有をする。
- ③管理職への報告と「いじめ対策委員会」との連携する。



(2) いじめ対応の基本的な流れ



(3) 組織体制 状況により・・連携体制の構築・支援チームの編成・調査委員会の設置



A : 担任等が一人で問題を抱え込まず、学年主任や生徒指導担当者などとの連携を図る。

B : 事案によっては支援チームを編成する。

C : 重大事態には顧問弁護士や、関係機関等の第三者を含めた調査委員会を設置し協力を得る。

8 再発防止への取り組み

- <方策>
- ①被害生徒が安心して生活できる再発防止対策の推進
 - ②被害生徒のカウンセリング（スクールカウンセラー）
 - ③加害生徒のカウンセリング（スクールカウンセラー）
 - ④多様な考え方と、互いの違いを認め合う交友関係改善への指導・支援
 - ⑤教職員間の情報交換と連携の強化
 - ⑥家庭との連携強化と信頼関係の構築

9 留意事項

- ・生徒に対して多忙さや、イライラした態度を見せ続けることは避ける。
- ・生徒の相談に対して、「大したことではない」「それはいじめではない」などと、悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯な対応をしないことはあってはならない。
- ・いじめを受けた生徒が告発によって、さらなるいじめを受けることを恐れていることが多い。相談を受けた者はまず、相談者である生徒の同意を得た上で報告すべきである。
- ・いじめが起きやすい集団の特性の一つに、その集団の指導者である教師が原因となっている場合がある。クラスがストレス性の高い閉塞的な集団となっている場合、担任教師の特定の生徒への強い指導がいじめを助長しているケースや、担任教師の指導力不足が無秩序状態を生んでいるケースなどがある。
- ・いじめは「被害者」「加害者」という一定の類型があって起きるものではなく、「被害者」があるときには「加害者」になることも珍しくない。
- ・解決に向けて、すぐに当事者同士を話し合わせたり、謝罪させたりすることが問題解決につながるとは限らない。またそのようなことによって短絡的に解決したと考えることは避ける。